

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは引火しやすく、発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

また、消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があります。保管・使用が増加することに伴い、法令上の手続きや安全対策が必要となることがありますのでご注意ください。

■消毒用アルコールの安全な取扱い方法

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。

また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。

- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。

また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。

- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

■ 消防法・火災予防条例の規制数量

消毒用アルコール（第四類アルコール類）

◇ 消防法

4000以上の貯蔵・取扱い

◇ 火災予防条例

事業所 800以上、4000未満の貯蔵・取扱い

個人 2000以上、4000未満の貯蔵・取扱い

※これらの数量を貯蔵・取扱いする場合は、事前に消防本部予防課危険物係までご連絡ください。

問合せ先

印西地区消防組合消防本部

予防課危険物係

T E L 0476 - 46 - 9976

E-mail yobou-inzaichiku@nifty.com